

他方、関係機関・団体・施設の活動の連絡調整や社会資源の育成が効果的に行なわれるためには、これらの機関・団体・施設の機能が、一定の水準を保っているばかりでなく、常にその機能の向上、水準の改善が行なわれ、住民の福祉増進に役立つ状態におかなければならない。

(ロ)さらに社会福祉協議会はその性格上、住民自らの福祉を増進するために行なう活動を促進することを当然の任務とするが、同時に専門的指導力を持ち、社会資源として活用されることを本来の役割としている関係機関・団体・施設と一体となって、いわゆる地域ぐるみの組織活動をすすめてこそ前述の任務も効果的に達成できるのであり、このような地域ぐるみの活動をすすめることについても責任をもっているのである。

(組織)

4. 社会福祉協議会は、住民主体の原則に基づき市区町村の地域を基本的単位とし、都道府県および全国の各段階に系統的に組織される。

なお必要に応じて町村社会福祉協議会と都道府県社会福祉協議会の中間組織として、1郡または数郡にわたる地域に社会福祉協議会を設ける。

◆説明◆

(イ)社会福祉協議会が地域社会の福祉に欠ける状態を解決するに当り、市区町村の段階で解決困難な問題は都道府県段階にもちあげ、なお困難があればこれを全国的段階でとりあげるようにし、また全国的あるいは都道府県視野の問題を必要に応じて市区町村段階まで徹底させるなど、全国各段階の社会福祉協議会の間にいわゆるパイプをとおり、相互に援助協力しあえる系統的な組織が必要である。

(ロ)このような系統的な組織の基本単位を市区町村の地域とした。わが国の地域社会の実情からみて、本要項にのべる性格および機能を具備するのは市区町村段階が最小の単位と考えられ、とくにニードを具体的にし、その解決に要する社会資源を確保するという意味から考えても、また行政単位との関係から考えても、一応市区町村の地域を基本単位とすることが、現在では最も妥当であると考えられる。なおここら

区とは大都市における区の地域のことである。

(ハ)社会福祉協議会の組織は市区町村から都道府県・全国にいたるまで住民主体の原則に貫かれていなければならない。基本的単位である市区町村社会福祉協議会は、後にのべるようにその構成において、住民主体の原則に基づくよう考慮されているが、このような市区町村社会福祉協議会が都道府県社会福祉協議会の構成員の主軸となり、さらにこれら都道府県社会福祉協議会が全国社会福祉協議会の構成員の主軸となることによって、社会福祉協議会の組織全体に住民主体の原則がつかぬかれることを基本的に保障し、あわせて各段階の社会福祉協議会の系統的な関係を確立しようとしているのである。

(ニ)郡社会福祉協議会のほか数郡にわたるものを規定したのは、町村合併後の現状における比較的広域の社会福祉協議会の組織を位置づけたものである。

「中間組織」とは都道府県と町村各段階の社会福祉協議会との間にあって、それら相互の連絡をはかり、あるいは都道府県社会福祉協議会が行なう事業に協力して、とくに町村社会福祉協議会の組織活動の推進につき援助する等の活動に重点をおき、それをすすめるのに適切な組織機構をもつという意味である。したがって、郡社会福祉協議会は社会福祉協議会の系統的組織の系列に属するとはいえ、その性格・機能・機構において、他の段階のものにくらべて差異があるのは当然といえよう。それはむしろ都道府県社会福祉協議会の支部的な性格をあわせもつものといってよいであろう。また厳格な意味の中間組織とはいえないが、県内をブロック別にし、ブロック内の市区町村社会福祉協議会が連絡会を構成することによって相互連絡・協働の機能を行なう場合もありうる。

(市区町村社会福祉協議会)

5. 市区町村社会福祉協議会は、地域の事情に応じて、それぞれの機能を効果的に推進するため、おおむねつぎのものをもって構成される。

- (1) 住民の自治組織
- (2) 機能別、階層別各種の住民組織
- (3) 民生委員、児童委員協議会

- (4) 医師，歯科医師，薬剤師，保健婦，助産婦等保健衛生関係者またはその団体
- (5) 社会福祉，保健衛生，厚生保護関係の施設および団体
- (6) 社会福祉，保健衛生，社会教育等乃関係行政機関の代表またはその地域担当者

◆説明◆

(イ)ここでは市区町村社会福祉協議会の構成員は原則として組織体であることを主旨として規定している乃である。ここでのべているのは，通念として考えられる構成員の範囲であって，ここにかかげたもの以外のもの，たとえばいわゆる学識経験者その他個人がなるべく広範囲に参加することは乃ぞましい。それぞれの社会福祉協議会における構成員の範囲は，当然地域事情に応じてそれぞれの地域ごとに考慮されるべきである。

(ロ)構成員を原則として「組織体」としたのは，関係機関・団体・施設についてはもとより，住民の場合においても，たとえば全戸加入等の形態をみても，実質的には住民組織が加入し，その代表を社会福祉協議会の役員とするという事実 に即したのである。

これらの組織を構成員とするに当っては，機械的・形式的に流れることなく，それぞれの組織の自発的参加を促進し，かつその自主性を尊重しなければならない。

(ハ)住民組織についても，関係機関・団体についても，組織体として参加することが本旨であるが，それぞれの組織体から選出される役員の数 が1人乃代表になるか，または2人以上乃複数になるかは，やはり地域事情によって考慮されるべきも乃である。

たとえば民生委員・児童委員協議会から選出される社会福祉協議会の役員は，民生委員総務またはそれ以外の代表のこともあるし，2人以上の複数一場合によっては，地域内民生委員・児童委員の多数一となることもありうる。

(ニ)住民乃自治組織については，現実に住民の参加方式が多様であり，しかもそれらは地域事情に基づく必要性の上になつてすすめられてきた方式であるので，これを一つの型にはめることは困難であるという見地から，組織としての加

入を原則としたのであるが，場合によっては，個々の住民の直接加入も考えられてよいであろう。その場合，全住民が参加するものと学識経験者あるいはボランティアとしてその一部が入るものとが考えられる。

なお，これらの問題と関連して住民の全戸加入方式については，自治組織がある場合はその組織の加入を本旨とし，住民は間接加入の形をとるものと理解される。自治組織がない場合には，維持会員のな意味で直接加入ということになるわけである。

(ホ)機能別住民組織とは，特定の機能を果たすために組織された住民団体をいい，たとえば農協，漁協，商店会，PTA，文化団体など，あるいは労働組合，農民組合等もそのなかに含まれると考えられる。

階層別住民組織とは，特定の機能をもつことはいうまでもないが，とくに住民乃中の年齢別，性別等の階層ごとに組織された住民団体のことで，たとえば青年段，婦人会あるいは未亡人会，遺族会，身障者団体などがあげられる。

(ヘ)関係機関・団体・施設を構成員とする場合，地域の事情により，実際乃参加の仕方には差異があるが，基本的には社会福祉協議会の運営面においても，住民主体の原則を保障するよう配慮しなければならない。

とくに役員を一部の公私関係者で占めたり，あるいは行政機関の一方的指導に偏するなどの傾向は厳に戒められるべきであろう。

(ト)自治体の行政機関から参加している構成員の社会福祉協議会における役割は行政面における専門家としての活動にあるので，その立場から参加，協力するようにし，いわゆる役所が主導権をとることなどがないように配慮しなければならない。

6. 市区町村社会福祉協議会は，その活動が地域住民の生活と直結するように学校通学区または旧町村程度の地域ごとに，そ乃地域の社会福祉協議会またはこれに準ずる協議ならびに実践の組織を設け，もしくは既存の組織を活用し，社会福祉や保健衛生等に関する活動の推進をはかる。

◆説明◆

(イ)市区町村以下の組織づくりについては地域の